

社会福祉法人えがお役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人えがお（以下「法人」という。）の定款第8条（評議員の報酬等）第21条（役員等の報酬等）の規定に基づき、役員及び評議員等の報酬および費用に関する事項を定めるものである。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めによるものとする。

- (1) 本規定でいう役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 報酬とは、法人と委任関係にある役員並びに評議員の職務遂行の対価として受ける財産上の利益として支払われるものをいう。
- (3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊を含む）及び手数料等の経費として支払われるものをいう。

(理事長の職務範囲)

第3条 理事長の職務権限は次のとおりとする。

- (1) 理事長は理事会で決定された法人の内部的・外部的な業務を執行する。
- (2) 理事会を招集する。
- (3) 重要な財産の処分および譲受け、多額の借財、重要な役割を担う職員の選任及び解任等およびその他の重要な業務執行の決定事項以外の理事会から委嘱された範囲内で自ら意思決定し執行する。
- (4) 理事長は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

2 理事長は、当会の円滑な運営のため、当会の求めに応じて、出務日以外にも書面や電話、ファクシミリ又は電磁的方法によって稟議規程に定められた事項につき決済しなければならない。

(理事長の報酬)

第4条 理事長には、職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 理事長の報酬は、別表1により月額にて支払い、交通費は別表1により費用弁償額を支払う。

3 理事長には、退職金を支給することができる。なお金額は、理事会において決定する。

(理事会及び評議員会への出席報酬等)

第5条 理事が、理事会に出席したときは、別表2により報酬及び実費弁償額を支払う。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第6条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 評議員が、評議員に出席したときは、別表2により報酬及び実費弁償額を支払う。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第6条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

(理事及び評議員の勤務報酬)

第6条 理事または評議員が理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表3により報酬及び実費弁償額を支払うことができる。ただし、理事が職員と兼務がない場合においてのみ支払うことができるものとする。

(監事の報酬)

第7条 監事が理事会または評議員会に出席した時は、別表2により報酬及び実費弁償額を支払うことができる。

2 監事が法人および施設の指導監査への立合及び運営状況の指導若しくは監査の業務又はその他理事長の命をうけて法人の運営業務に従事したときは、別表3により報酬及び実費弁償額を支払う。

(第三者委員の勤務報酬等)

第8条 第三者委員が、当法人に係る苦情対応の業務に従事したときは、別表3により報酬及び実費弁償額を支払う。

(出張旅費)

第9条 役員及び評議員が法人の運営業務のため、または第三者委員が業務のため出張する場合は、別表4により報酬及び旅費を支給する。

2 旅費等は、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務役員)

第10条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人業務に限り、この規程を適用することができる。

(改正)

第11条 この規定の改正については、評議員会の議決を要する。

付 則

この規程は、平成29年 6月17日から施行する。

別表1（第4条関係）

名称	報酬額	実費弁償額
理事長	月額 150,000円	実費額

別表2（第5条関係）

名称	報酬額	実費弁償額
理事会出席報酬	0円（日額）	5,000円（日額）
評議員会出席報酬	0円（日額）	5,000円（日額）

別表3（第6条、7条、8条、9条関係）

名称	報酬額	実費弁償額
理事業務報酬	0円（日額）	5,000円（日額）
評議員業務報酬	0円（日額）	5,000円（日額）
監事業務報酬	0円（日額）	5,000円（日額）
第三者委員	0円（日額）	5,000円（日額）

別表4（第9条関係）

名称	報酬額	旅費	宿泊費
報酬及び旅費	3,000円	実費額	12,000円（日額）